

狭山市立図書館協議会委員公募案内

1. 図書館協議会委員の役割

狭山市立図書館協議会委員は、図書館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、図書館の行う図書館奉仕について意見を述べていただきます。

2. 公募人数

図書館協議会委員10人のうち、1人を公募により募集するものです。

3. 委員の任期

委員の任期は、令和7年7月1日から令和9年6月30日までです。

4. 委員の身分

委員は、地方公務員法に定める非常勤の特別職として位置付けられ、図書館協議会に出席した際には報酬が支払われます。

5. 応募資格

令和7年7月1日現在、本市に引き続き1年以上住所を有する18歳以上の方で、狭山市の審議会などの委員になっていない方が応募できます。

年に2回程度、原則として中央図書館で平日に行う会議に出席いただきます。

6. 提出必要書類

- (1) 応募用紙（市役所5階社会教育課、公民館及び中央図書館・狭山台図書館に用意してあります。また、狭山市公式ホームページからもダウンロードできます。）
- (2) 小論文（題名を「これからの図書館に求められるもの」とし、1,000字程度で書いてください。様式は自由とします。）

※提出された書類につきましては、当該委員の選考にのみ使用し、公表及び返却はいたしません。

7. 応募の方法

応募用紙に必要事項を記入し、小論文とともに、持参又は郵送

8. 提出先

〒350-1305 狭山市入間川2丁目2番25号

狭山市立中央図書館 電話 04-2954-4646

9. 狭山市公式ホームページアドレス

<https://www.city.sayama.saitama.jp/shisei/shisetsu/bunkashisetsu/library/service/kyougikai-koubo.html>

10. 応募の締切り

令和7年5月1日（木） 17時必着

11. 選考の方法

応募用紙の内容及び小論文を基に、総合的に判断をさせていただきます。なお、結果につきましては応募者全員に連絡いたします。